

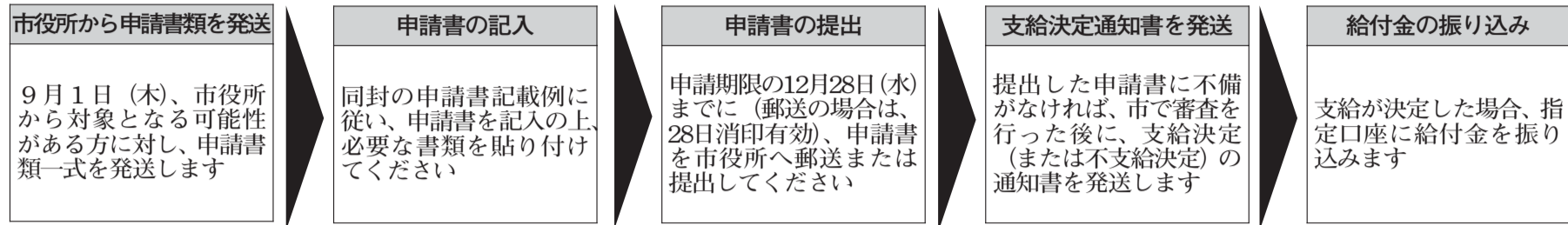
▼1面から続く▼

東久留米市 臨時福祉給付金
コールセンター

☎042・470・7863

※土曜・日曜日、祝日を除く午前8時半～午後5時15分。
※電話番号をお確かめの上、お掛け願います。

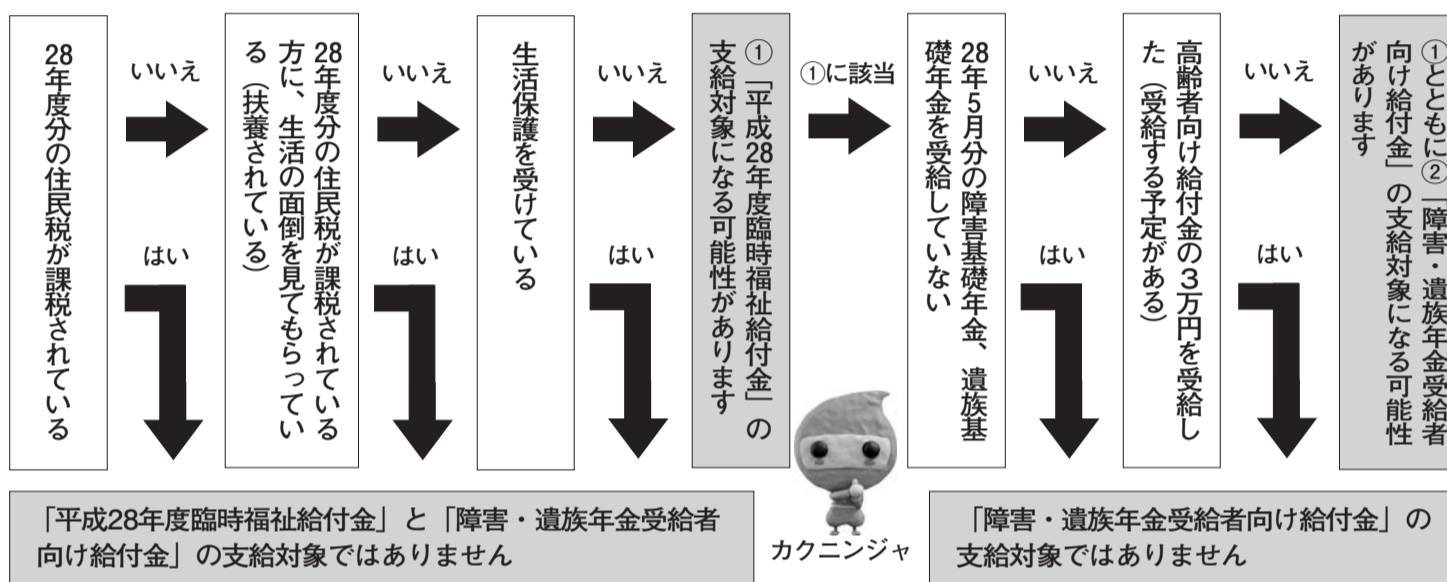
▼申請から給付までの流れ



※申請から振り込みまでは、おおむね1カ月半程度ですが、それ以上かかることもあります。あらかじめご了承ください。
※審査を経て支給を決定します。申請書が届いた方でも給付対象にならない場合がありますので、ご了承ください。

▼支給対象者判定チェック

平成28年度臨時福祉給付金および障害・遺族年金受給者向け給付金対象者判定チャート



▼Q & A よくある質問

Q

支給額はいくらですか

A

【平成28年度臨時福祉給付金】
対象者1人につき3,000円です
【障害・遺族年金受給者向け給付金】
対象者1人につき3万円です

Q

基準日(28年1月1日)の翌日以降に引っ越しをしたのですが、転居先の市町村でも申請できますか

A

「平成28年度臨時福祉給付金」や「障害・遺族年金受給者向け給付金」は、基準日(28年1月1日)に住居登録があった市町村から支給されることになっています。転居先の市町村ではなく、基準日(28年1月1日)に住居票があった市町村に申請してください

Q

なぜ、「平成28年度臨時福祉給付金」や「障害・遺族年金受給者向け給付金」は生活保護受給者に支給されないのですか

A

基準日(28年1月1日)時点での生活保護受給者には、消費税率引き上げの影響を織り込んだ保護基準に基づき、生活保護費が支給されており、最低限度の生活が保障されています。また、給付金を支給したとしても収入認定される(生活保護費から差し引かれる)ため、受給者の手取り収入の増加にはつながりません。そのため、原則として支給対象外になります

Q

「平成28年度臨時福祉給付金」の支給対象者は、「障害・遺族年金受給者向け給付金」の支給対象者になりますか

A

「平成28年度臨時福祉給付金」の支給要件を満たし、28年5月分の障害基礎年金・遺族基礎年金などを受給した方は、「障害・遺族年金受給者向け給付金」の対象となる可能性があります。ただし、「高年齢者向け給付金」を受給した方は、「障害・遺族年金受給者向け給付金」を受給できません

【注意事項】

DV(配偶者からの暴力)被害を受け、他の市区町村から住民票を移さずに、基準日(28年1月1日)時点で市内に居住の方は、東久留米市で申請できる場合がありますので、ご相談ください。



給付金を装った

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」に、ご注意ください

- 市や都・厚生労働省などがATM(銀行・コンビニエンスストアなどの現金自動預払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは、絶対にできません
- 市や都・厚生労働省などが、「平成28年度臨時福祉給付金」や「障害・遺族年金受給者向け給付金」を支給するために、手数料などの振り込みを求めることは、絶対にありません